

令和7年度京都御苑給排水管調査業務
特記仕様書

1. 件名

令和7年度京都御苑給排水管調査業務

2. 適用

(1) この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

<https://www.env.go.jp/content/900493288.pdf>

(2) この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

3. 業務の目的

京都御苑では、苑内に埋設された給排水管が整備後40～50年以上経過しており、老朽化に伴う漏水や故障等が課題となっていることから、京都御苑施設整備基本計画（令和3年3月）の整備・改修計画（基盤施設の対策）の取り組みとして、老朽管路等の計画的な改修・更新を行うこととしている。

本業務は、改修・更新計画の検討に必要な基礎資料として、苑内の給排水管の現況図を作成し、管路等の問題箇所を調査することを目的とする。

4. 業務の内容

対象範囲：国民公園京都御苑 65.1ha

対象施設：別紙1,2のとおり

(1) 現況図作成

苑内の屋外給水管・排水管について、構内敷地の探査図（令和3年12月：CAD図面）及び整備・改修履歴（紙図面）の資料整理を行い、引込箇所・排水箇所等～施設内の末端設備までの現況図（CAD）を作成する。

(2) 屋外管路等調査

現況図をもとに、屋外給水管・排水管、揚水ポンプ等の現地踏査（簡易点検を含む）及び資料調査（故障・修繕履歴等）を行い、給水管の漏水・水圧低下や赤水の有無、排水管の詰まり、経年劣化等の問題箇所や使用状況を取りまとめる。

現地踏査により新たに把握した施設等がある場合は現況図に反映する。

(3) 水質検査（水飲み 14箇所）

検査機関による水質検査を各箇所1回実施すること。水質検査は、一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度の計16項目を計

測することとする。

(4) 設計協議

本業務を円滑に遂行するため、打合せを3回程度（業務開始時、中間打合せ、業務終了時を想定）実施する。

(5) 報告書の作成

上記（1）から（4）の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

5. 業務履行期限

契約締結日 ～ 令和8年3月24日（火）まで

6. 成果物

紙媒体：報告書 2部

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省京都御苑管理事務所庭園科

7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指

示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて次の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

- ・令和2年度京都御苑施設整備基本計画策定業務報告書（令和3年3月）

- ・令和3年度京都御苑構内敷地調査業務報告書（令和3年12月）

資料閲覧を希望する者は、入札説明書の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各資料における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

＜対象施設＞

① 屋外給水管（上水）

No.	引込箇所	概略延長	規格等	当初整備年
1	間之町口（水栓番号 59）	2,200m	VP50 他	昭和 36 年
2	中立売御門（水栓番号 25）	210m	HIVP50、65 他	平成 30 年
3	乾御門（水栓番号 90）	140m	HIP40、75 他	昭和 62 年
4	今出川口（水栓番号 28）	1,200m	HIP40、75 他	昭和 62 年
5	テニスコート裏（水栓番号 51）	1,000m	VP40 他	昭和 48 年

② 屋外給水管（井水）

No.	ポンプ設置箇所	概略延長	規格等	当初整備年
1	出水広場（揚水ポンプ 3.7kW）	600m	HIVP65 他	平成元年
2	トンボ池（揚水ポンプ 3.7kW）	450m	HIVP50 他	平成 7 年
3	縣井（揚水ポンプ 3.7kW）	140m	HIVP65 他	平成 7 年

③ 屋外排水管

No.	排水箇所	概略延長	規格等	当初整備年
1	間之町口	1,200m	陶管 150、200 他	昭和 38 年
2	中立売御門	500m	VP125、200 他	平成 50 年
3	石薬師御門	90m	陶管 200 他	昭和 40 年
4	清和院御門	220m	陶管 200 他	昭和 43 年
5	テニスコート裏	330m	陶管 150、200 他	昭和 42 年

※旧建物撤去後の残置区間を除く